

事業計画書

(令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から 17 年目を迎える。

令和 2 年度に新型コロナウイルスの流行が始まって以来、当センターの受診者数は大幅に減少したが、感染症法上の分類が 5 類相当に移行した令和 5 年 5 月からは増加傾向となり、コロナ禍以前の状況に回復しつつある。日常生活が戻るに従い、減少していたコロナ以外の感染症が流行し、小児救急医療を担う当センターの受診者数も季節を問わず増加している。一方で、薬品や検査試薬の全国的な不足により、当センターにおいても安定的な確保が困難な状況が続いている。

令和 6 年度からは医師の働き方改革が本格的に始まる。当該規制が主たる勤務先から休日夜間のみ診療を行う当センターへの出務に影響する可能性もあることから、各医師の勤務状況等を把握しながら、ルールに沿った対応を行い、持続可能な体制を整える必要がある。

少子化の影響や慢性的な人手不足、物価の高騰など、センターを取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、引き続き医療スタッフ等人材の確保を最優先としつつ、安定的な運営を目指すとともに、診療に至る前の電話相談やホームケアなど子育て世帯への知識の普及にも努め、地域医療の充実に貢献していく。

令和 6 年度においてもこれまでの経験を踏まえ、次の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

医療者の安定確保を第一とし、感染防止に努めるなど安心して働ける環境を整え、これまでどおり充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。薬品等の供給が不安定な状況が続いているが、診療に支障を来さないよう、できる限りの安定確保に努める。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター
(伊丹市昆陽池 2 丁目 10 番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00
土曜 15:00～翌朝7:00
日祝 9:00～翌朝7:00
年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制（原則）

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間17,789人（令和元年度 24,718人）
（令和4年度 14,063人）

(4) 職員数 (令和6年2月末現在)

<医師>

正規職員・・・2名(1名)

期間契約職員・・・40名(40名)

3市医師会・・・37名(38名)

<看護師>

正規職員・・・4名(4名)

期間契約職員・・・23名(23名)

<薬剤師>

期間契約職員・・・18名(18名)

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・10名(10名)

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名(6名)

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、常勤非常勤に関わらず下記に定める研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを実施するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを活用し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師 1 名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を 3 市 1 町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努める。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

事務局職員数

正規職員・・・3名

嘱託職員・・・1名